

古河市放課後児童健全育成事業実施業務委託に係る

公募型プロポーザル実施要領

令和7年8月
古河市

I 一般事項

1 事業の趣旨・目的

古河市では、児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を市内23小学校区全てで展開しております。運営形態としては、「公設民営」21校と「民設民営」2校で行っており、昼間保護者等のいない家庭の子供たちが、放課後を家庭的な雰囲気の中で安全にのびのび楽しく過ごせる場として、児童の健康増進、情緒の安定や安全確保に配慮しながら集団生活の中で遊びを通じて自主性や創造性を高め、心身ともに健やかに育成されることを目的として活動しています。

本業務は、公設民営で運営する21小学校区の児童クラブについて、民間事業者が有する知識や経験、手法等の活用により、安定したクラブ運営はもとより、体験活動等を取り入れたプログラムの提供、また、支援員の専門性向上に関する体制を確立し、クラブの質の向上を図ることのできる事業者を公募型プロポーザル方式で募集するものです。

2 業務概要

(1) 業 務 名

古河市放課後児童健全育成事業実施業務

(2) 委 託 期 間 等

契約期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

準備期間 契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

(3) 業 務 内 容

別紙「古河市放課後児童健全育成事業実施業務」仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

ただし、契約時における仕様書は、各事業所からの提案内容を追加するなどし、仕様を変更することがある。

(4) 委託料限度額

5年間の委託料上限額は次のとおりとする。

金 2,133,000,000 円 （消費税及び地方消費税を含む）

※ 単年度 426,600,000 円 （消費税及び地方消費税を含む）程度とする。5年間の上限額を越えなければ単年度の算定額は提案とする。

なお、本要領に記載する上限額は、あくまでも現時点における予定額であり、契約を保証するものではありません。本プロポーザルに係る業務の契約締結については、議会における債務負担行為の議決および予算の成立を前提とする。

(5) 担当及び問合せ先

古河市教育委員会 生涯学習課 放課後児童係

〒306-8601 茨城県古河市長谷町38番18号

電 話：0280-22-5111 （代表） 内線 2108

メー ル：shougai@city.ibaraki-koga.lg.jp

ホームページ：http://www.city.ibaraki-koga.lg.jp/

3 公募型プロポーザル概要

(1) 名 称：古河市放課後児童健全育成事業実施業務委託に係る公募型プロポーザル方式
(以下、「プロポーザル」という。)

(2) 主 催 者：茨城県古河市

(3) 参加資格：I. 4 参加資格要件のとおり

(4) 選定方法：公募型プロポーザル方式

(5) 選定概要：書類審査、担当者からのプレゼンテーション・質疑応答等を基に、提案内容
の審査を行い選定する。

(6) プロポーザル実施スケジュール

項 目		内 容
①	実施要領等の公表	令和7年8月4日（月）
②	施設見学の申込期限	令和7年8月12日（火） 午後4時必着
③	施設見学	令和7年8月19日（火）から8月21日（木） のうち1日（※希望がある場合に実施）
④	参加表明書の提出期限	令和7年8月28日（木） 午後4時必着
⑤	実施要領等に関する質問受付期限	参加表明書提出から令和7年9月4日（木）
⑥	実施要領等に関する質問回答予定日	令和7年9月11日（木）
⑦	企画提案書の提出期限	令和7年10月2日（木） 午後4時必着
⑧	第一次審査に関する結果の通知	令和7年10月下旬予定
⑨	第二次審査 (プレゼンテーション・質疑応答)	令和7年11月13日（木）
⑩	第二次審査の結果通知・公表	令和7年11月下旬
⑪	契約締結	令和8年1月下旬
⑫	委託開始に向けての事前調整・準備	令和8年3月31日まで

4 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者に該当しないこと。
- (2) 古河市建設工事請負業者指名停止等措置要綱（平成 17 年 9 月 12 日告示第 25 号）による指名停止期間中でないこと。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申し立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申し立てまたは、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申し立てが行われている者でないこと。
- (4) 法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納をしている者でないこと。
- (5) 古河市建設工事暴力団排除対策措置要綱（平成 17 年 9 月 12 日告示第 24 号）別表に定める措置要件に該当する者でないこと。
- (6) 個人情報等の機密情報の取り扱いに係る社内規定を整備し、その実質的な運用が行われていること。
- (7) 古河市又はほかの官公庁において、**調査同様の委託業務等**の受注実績を有していること。
- (8) 本委託事業開始までに、古河市内に本店、支店又は営業所等を置くことが可能であること。

※参加資格の基準日

参加資格の基準日は、企画提案書の提出日とする。ただし、参加資格確認後から審査結果の決定日までに参加事業者の備えるべき要件を欠く事態が生じた場合には失格とする。

5 実施要領等の入手方法

- (1) 実施要領等の公表

古河市ホームページ (<http://www.city.ibaraki-koga.lg.jp/>) の「古河市放課後児童健全育成事業実施業務委託（プロポーザル）の公募」から、関係する書類をダウンロードすること。なお、窓口での配布は行わない。

6 施設見学

- (1) 施設見学の実施 参加希望者は下記により申し込むこと。

①実施日時 令和 7 年 8 月 19 日（火）から 8 月 21 日（木）のうち 1 日

②受付期間 令和 7 年 8 月 4 日（月）から 8 月 12 日（火）午後 4 時まで

③申込方法 施設見学申込書（様式第 5 号）を古河市教育委員会 生涯学習課宛へ電子メールにより送信 E-mail : shougai@city.ibaraki-koga.lg.jp

※施設見学申込の電子メールに使用する件名は、次の標記とすること。

・件名「古河市児童クラブ施設見学申込」

7 参加表明書の提出

(1) プロポーザル参加表明書の申込み及び提出先

- ①提出期限 令和7年8月28日(木)午後4時まで(必着)
- ②提出先 古河市教育委員会生涯学習課に郵送又は持参すること。

(2) 提出書類(各1部)

- ①参加表明書兼誓約書(様式第1号)
- ②会社概要書(様式第2号)
- ③業務経歴書(様式第3号)
- ④業務実施体制(様式第4号)
- ⑤定款
- ⑥法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)
- ⑦財務諸表写し※過去2年間のもの
- ⑧法人税等の法人にかかる各種の税の滞納がないことの証明書
- ⑨会社の概要が分かるパンフレット等

※「業務経歴書」については、過去5年以内の実績を証明する書類(契約書写し及び仕様書写し等)を添付すること。

8 質疑の受付・回答

(1) 提出書類 プロポーザル質問書(様式第7号)を使用した文書によるものとする。

(2) 提出方法 電子メールでのみ受付、古河市教育委員会生涯学習課宛へ送信

E-mail: shougai@city.ibaraki-koga.lg.jp

※プロポーザル質問書の電子メールに使用する件名は、次の標記とすること。

・件名「古河市児童クラブプロポーザル質問書」

(3) 受付期間 参加表明書提出後から令和7年9月4日(木)午後4時まで

(4) 回答方法 すべての質問を取りまとめた後、令和7年9月11日(木)までに参加表明のあったすべての事業者に対して電子メールにて回答する。

Ⅱ 選定及び審査

1 企画提案書等の作成

提案内容、提案書の様式及び記入上の注意事項については、「古河市放課後児童健全育成事業実施業務委託仕様書」及び次の事項を参照すること。

(1) 総則

- ①企画提案書の様式は任意とする。
- ②企画提案書の用紙サイズは、A4版縦とし、文字のサイズについては、11ポイント以上、上下左右に20mm以上の余白を設けること。また、企画提案書は、下記(2)の内容とし、ページ数を下部中央（フッター）に記載すること。
- ③文章を補完するために、写真、イラスト等などの使用は可とする。
- ④企画提案書は、専門知識を有していない者でも理解できる分かりやすい表現とすること。
- ⑤企画提案書は表・中・裏表紙、目次を除き40頁以内にまとめること。

(2) 業務についての提案

内容は自由記載とするが、次の事項については必ず含めて記載すること。また、審査を円滑に行うため、記載順についても概ね下記の順を遵守し、別のタイトルを付ける場合は下記項目が含まれているタイトルに括弧書き等にて記載すること。

【記載例】

1. 放課後児童クラブ運営に対する理念・基本方針

2. 業務内容

(1) 児童の保育について

①・・・・・・・・

②・・・・・・・・

(2) 管理運営体制

①・・・・・・・・

②・・・・・・・・

(3) リスクマネジメント

①・・・・・・・・

②・・・・・・・・

※「2. 業務内容」以下について、追加可能な提案やセールスポイントがある場合は記載すること。

【必須記載事項】

①本業務に対する認識と運営方針

古河市放課後児童健全育成事業実施業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領のⅠ．一般事項 1．事業の趣旨・目的を踏まえ、児童クラブの意義や役割をどのように認識しているか、また、放課後児童クラブ運営に対する基本的な考え方について記載すること。

②業務に関する事項

仕様書 10. 受託者が行う業務 以下の内容について、具体的にどのように行うか独自の提案も加え、記載すること。

③見積額

古河市放課後児童健全育成事業実施業務委託参考見積書（様式第 6 号）

- ・本業務の履行に係る 5 年間の総額を計上すること。
- ・参考見積額の積算根拠のわかる内訳書（任意様式）を添付すること。
- ・内訳書は年度ごとに区分し、項目別に人件費等の積算根拠も明記すること。
- ・提案上限額を超えない金額を記載すること。

【任意記載事項】

下記について事業提案があれば記載すること。

- ・現在の古河市の課題として、年間数名の入所待機児童が出ている。このことについて、その対応方法の提案。
- ・本業務の履行にあたり、国の定める子ども・子育て支援交付金の交付要件に該当する事業計画や運営体制に対する提案。

仕様書で示している内容は、プロポーザルを行うためのものであるため、提案等により変更したい点がある場合は記載すること。

2 企画提案書等の提出

（1）企画提案書等の受付及び提出先

- ①提出日 令和 7 年 10 月 2 日（木）午後 4 時まで（必着）
- ②提出先 古河市教育委員会生涯学習課
- ③提出方法 持参又は郵送（郵便書留に限る。）

※なお、参加表明の提出後に参加を辞退する場合は、令和 7 年 10 月 31 日（金）までに辞退届（様式任意）を提出すること。

（2）提出書類及び部数

企画提案書 10 部

参考見積書（様式第 6 号）及び内訳書 正本 1 部 副本 9 部

3 企画提案の審査・選定

(1) 選定方法

企画提案の選定にあたっては、「古河市放課後児童健全育成事業実施業務委託プロポーザル選定委員会」において選定する。

(2) 第一次審査（書類審査）

- ① 提出された企画提案書等について、別に定める評価基準に従い書類審査を実施する。
- ② 第一次審査の結果、点数が上位3者に対し、第二次審査を行うものとする。
- ③ 第一次審査の結果及び第二次審査の案内については、参加表明書に記載された連絡担当者メールアドレス宛てに、電子メールで通知するものとする。

(3) 第二次審査

企画提案書に基づくプレゼンテーション及び質疑応答を実施し、最優秀者を選定する。

① 審査の方法

1 事業者につき 20 分以内でプレゼンテーションを実施し、その後、質疑応答の時間を 20 分程度設ける。プレゼンテーション及び質疑応答の参加者数については 1 事業者につき 3 名までとする。本件業務の担当者が提案書を説明するものとし、本業務に直接携わらない者の出席は認めない。

② その他

- ア) プレゼンテーションは、企画提案書をもとに行うものとし、パソコン等の使用可とする。また、市にてスクリーン、プロジェクターの用意をするが、適宜持ち込みも可とする。なお、自参する場合は、事業者の責任において接続を行うこと（事前確認可）。
- イ) 追加資料の配布は出来ないものとする。
- ウ) プレゼンテーションの順番はランダムに市側で決定し、非公開とする。

(4) 選定結果

審査結果については、企画提案書類を提出した全ての事業者に「プロポーザル審査結果通知書」を交付する。なお、選定に関する異議は受けつけない。

Ⅲ その他

1 優先交渉権者の選定

(1) 審査の結果、審査委員会の点数が最も高かった事業者を、優先交渉権者として選定し、契約締結に向けた手続きを行う。

(2) 優先交渉権者が契約締結までの間に、この要領等における参加資格を有しなくなった場合や業務内容の見直し等により辞退となった場合は、評価結果が次点の事業者が新たに優先交渉権を得て手続きを行う。

(3) 優先交渉権者となることができる最低基準をあらかじめ定めるものとし、基準点以上の事業者の中から優先交渉権者を選定する。プロポーザル参加事業者が1者であっても本プロポーザルは成立するものとするが、審査の結果、最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、優先交渉権者として選定しない。

2 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 企画提案書について、期限内に提出がなかった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 事業者が契約締結までの間に参加資格要件を有しなくなった場合
- (5) その他、本実施要領に違反した場合

3 その他

- (1) プロポーザルに要した費用は、それぞれの事業者の負担とする。
- (2) 提出期限以降の参加表明書及び企画提案書の差し替え又は再提出は認めない。
- (3) 参加表明書提出後に辞退をする場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。
- (4) 企画提案書その他の提出資料については返却しない。
- (5) 企画提案書は1事業者につき1案しか行うことができない。
- (6) 提案書に記載した担当者は、原則として変更できない。ただし、正当な理由がある場合はこの限りではない。
- (7) 企画提案書の著作権は、事業者に帰属するが、公平性、透明性、客観性を期するため提案書の全部または一部を公表することがある。
- (8) 審査結果については、古河市ホームページに公表するものとする（事業者名については、最も点数の高かったもののみ公表）。
- (9) 契約締結前に、優先交渉権者の提出書類または提案内容に虚偽等があることが判明した場合

は、次点の事業者を繰上げて受託予定者に決定するものとする。

(10) 本プロポーザル実施についての説明会は実施しない。

4 提出場所及び問い合わせ先

古河市教育委員会 生涯学習課 放課後児童係

〒306-8601 茨城県古河市長谷町 38 番 18 号

電 話 : 0280-22-5111 (代表) 内線 2108

F A X : 0280-22-7114

メー ル : shougai@city.ibaraki-koga.lg.jp

ホームページ : <http://www.city.ibaraki-koga.lg.jp/>